

別記様式（第25条関係）

(表)

| | |
|------------------------|------------|
| 第 号 | 六・五センチメートル |
| 官職 | |
| 氏名 | |
| 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法 | |
| 第24条第2項の立入検査員証 | |
| 国土交通大臣 印 | |
| 年 月 日発 行 | |
| 年 月 日限り有効 | |
| 九センチメートル | |

(裏)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（抜粋）

（報告及び検査）

第二十四条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、受託金融機関に対し、その委託を受けた業務に關し報告をさせ、又はその職員に、受託金融

機関の事務所に立ち入り、その委託を受けた業務に關し業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第三十条 第二十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした受託金融機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。